

インド:法務 Q&A

Question:

現地法人を設立するにあたり、注意すべき点はありますか。

Answer:

現地法人の設立には、外国直接投資が規制されている業種でない限り、設立にあたり当局の承認は不要であり、イン ド準備銀行の事前承認が必要となる支店や駐在員事務所に比べ容易に設立することがでる。従前に比べ設立手続きは 迅速化しているが、設立の申請から設立登記まで1か月程度(日本での必要書類の準備期間を除く)はみておく必要 がある。

Ouestion:

日本の親会社から現地法人に出向する場合には、どのような手続きが必要でしょうか。

Answer:

渡航にあたっては、労働ビザの取得、渡航後は外国人登録証明書(FRRO Certificate)の取得や納税のための PAN (Permanent Account Number) カードの取得といった手続きが必要となる。

Question:

現地での従業員の雇用・解雇にあたって気を付ける点はありますか。

Answer:

インドの労働法制は複雑であり、通常は州法の確認も必要になる。また、労使紛争は日常茶飯事であることから、雇用 契約、就業規則、昇進基準の策定、労働組合対策等には細心の注意を要する。また、インドに特徴的な労働者の区分と して、「ワークマン」と「ノン・ワークマン」の区別が存在する。前者は、いわゆるブルーカラーワーカーを指し、能 力不足を理由として解雇できない等、解雇が著しく制限されている。一方、後者は、雇用契約に従い解雇が可能であ る。なお、両者の区別は一義的に明確ではない点に注意が必要であり、例えば、IT エンジニアがワークマンに該当す ると判断された裁判例もあるところである。

Ouestion:

契約の準拠法を選択できますか。また、契約書の言語について規制がありますか。

Answer:

準拠法として外国法を選択することもできるが、インド法を準拠法とした場合でも日本企業側に大きなリスクとなる ことは通常ない。契約書は英語で作成されることが一般的である。





Question:

契約書に仲裁条項を入れたり、国際裁判管轄を定めたりすることはできますか。またその際の注意点はありますか。

Answer:

【仲裁条項】

日本企業とインド企業との契約では、契約書には仲裁条項が置かれることが一般的であり、シンガポールを仲裁地と する場合が多い。 一方、現地子会社とインド企業間での国内契約においては、インド国外を仲裁地とする仲裁条項を 置く場合には、その有効性に疑義があるケースもあることから、注意が必要である。

【国際裁判管轄】

インド国外の裁判所による紛争解決を規定することも可能である。なお、日本での裁判については、インドで執行す ることができないため、通常は選択肢に入らない。

Question:

現地法人から日本の本社へ配当などを送金することについて、規制がありますか。

Answer:

分配可能額の範囲で、日本の本社に送金が可能である。なお、現地法人に対し、原則として約 20%の配当税が課税さ れる。

Question:

現地法人を運営するにあたって、コンプライアンス上気を付ける点はありますか。

Answer:

コンプライアンスに関する規制は年々厳しくなっており、会社法、汚職防止法、競争法、労働法、税法等、関連する法 令の最新情報を常に把握しておく必要がある。また、セクハラ防止法等日本に比べ厳しい内容の規制も存在する点に 留意が必要である。現地従業員の教育や現地法令に準拠した効果的なコンプライアンスプログラムの策定が急務であ る。

Ouestion:

現地法人の取締役について、国籍・居住地・人数等の要件は定められていますか。

Answer:

公開会社は3人以上、非公開会社は2人以上の取締役が必要である。原則として国籍要件はなく、外国人であっても 現地法人の取締役となることは可能である。なお、全ての会社は、当会計年度中に 182 日間以上インド滞在する取締



役を、少なくとも 1 人置かなければならない。また、一定の規模以上の公開会社においては、独立取締役や女性取締 役を選任しなければならない。

Question:

当社の模倣品が出回っているが、どのように対処すべきか、教えてほしい。

Answer:

商標侵害を理由とし、侵害差止訴訟及び損害賠償請求を起こす(民事救済)、警察への告発又は違反行為が行われた管 轄の治安判事に対し告発状を提出する(刑事救済)、並びに国境を超える模倣及び海賊行為には、税関による商標侵害 品の輸入の取締りを商標権利者が申し立てる(行政救済)ことにより対処することができる。

Ouestion:

直接投資をする上で、どのような手続きを経る必要があるか。

業種ごとに、インド政府による事前許可や、出資割合の上限が定められている。 例えば、シングルブランドの小売業は 事前の許可(その他一定の要件あり)を条件に 100%の投資が認められているが、マルチブランドを取り扱う総合デパ ートのような小売業は、政府による事前許可を受けても、出資は 51%が上限となる。一方、例えば、IT 関連の業種は、 政府による事前許可なく 100%の出資が認められている。これらの要件は通達等により頻繁に改定されていることか ら、常に最新の情報を確認することが重要である。

Ouestion:

現地の企業との合弁を考えている。合弁契約における留意点は何か。

Answer:

インドは欧米と同様、契約社会であり、合意内容を具体的かつ明確に合弁契約書に記載することが肝要である。特に、 特に撤退方法に関する取り決めは疎かになりがちであるため注意が必要である。また、株式譲渡の価格規制等インド 特有の法規制を踏まえた契約を作成する必要がある。

Question:

日本国内に資産のないインド企業から債権回収を行う場合に、どのような手段があるのか。また、予防策にはどのよ うなものがあるのか。

Answer:

相手方が任意に債務の弁済を履行しない場合には、インドの裁判所に訴訟を提起することが考えられる。訴訟提起と 同時に資産を隠匿、散逸されないように民事保全の申し立てておくことも有用である。もっとも、インドの裁判所で



の訴訟には長期間を要することも多いことから、特に取引の初期段階では、前金とする、支払いサイトを短く設定す る、担保をとる等の対策を検討すべきである。

Question:

現地で利用できる紛争解決手段及びそれぞれの利点、欠点を教えてほしい。

Answer:

インドにおける終局的な紛争解決手段として、裁判と仲裁がある。インドの裁判は長期化するケースが少なくないた め、紛争の早期解決のため、可能な限り仲裁を選択することが望ましい。また、日本企業とインド企業との契約では、 インドの裁判所による仲裁手続への干渉を排除するため、シンガポール等の第三国を仲裁地とする仲裁合意が置かれ ることが多い。